国からの通知等 ①分収造林特別措置法の制定 ~ 昭和33年4月15日 ~ (「分収林特別措置法の解説」より) 戦時中における軍需材の供給やその後の復興材のために伐採され放置された森林(造林未済 地)についての造林が急速に進められた。これが31年度に完了すると、次の目標は、経済の発 展に伴って大幅に増大すると見込まれた木材需要に対応して森林の生産力を高めることに置か れることとなり、従来薪炭林等として利用されていた広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に転 **換する拡大造林施策が推進**されることとなった。 拡大造林を推進するに当たって、・・・・分収造林を推進することが必要と考えられ、このた め、昭和33年に分収造林特別措置法が制定された。 ②分収造林特別措置法の施行について【抜粋】 (農林事務次官通知 昭和33年5月6日33林野第5065号) ・・・本法の運用により分収造林契約の締結を促進し、もって造林事業の推進を図ることとし、 その大綱については別紙「分収造林推進要綱」が定められたから、本要綱によって適正な分収造 林事業の実施を指導勧奨されたい。・・・ **●分収造林推進要綱【**抜粋】 第1 目 的 森林資源造成のため人工造林地の急速な拡大を図ることが刻下の急務であるのにかんがみ、そ の施策の一環として**分収造林方式による造林事業を推進し、昭和55年度までに、この方式によ** り約50万町歩を達成することを期するものとする。 ③ (3) 分収造林の推進について【抜粋】 (林野庁長官通知 昭和33年6月2日33林野第6288号) ・・・特に、下記の事項に留意の上**遺憾のないよう指導**につとめられたい。 6 契約事項の指導 (3) 収益分収の割合は、地位、地利ともに中庸なところにおいては、通常土地所有者4(北海 道では3)、造林者 (三者契約の場合には費用負担者分を含む) 6 (北海道では7) 程度を 標準とし、・・・・・ ④林業公社の設立許可その他の指導監督について【抜粋】 (林野庁長官通知 昭和40年4月1日40林野政第708号) ◀ (別紙) 林業公社について 第2 公社の目的および対象林野 公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として(主たる対象は、森林開発公団によ る造林の対象林野以外の公有林野、入会林野とする。)、**急速かつ計画的に拡大造林を行う**ととも に、あわせて地元住民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。 ⑤国の指導方針について【抜粋】 公社造林の運営について (昭和41年5月11日 造林保護課) 1. 公社浩林の位置ずけ (1) 発足当初は各県の特殊事情に基いて運営されていたが、今後十数県においても設立見込み であるので統一的方針のもとに実施する必要がある。 2. 分収造林の対象地域 (1) 公社に対して、国の助成等を行うためには対象地域は国の造林推進の方針に沿う必要が **ある。**すなわち ア. 地理的条件が悪く イ. 経済的価値が低い広葉樹林の占める割合が高く ウ. 自営造林を行い得るものが少なく エ. 林業に依存する度合いの高い市町村 の地域(山村振興対策を必要とする地域等)がこれに該当する。

